

政 令

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十六号

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日は平成三十一年七月一日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成三十二年四月一日とする。

法務大臣 山下 貴司
内閣総理大臣 安倍 晋三

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十七号

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日は、平成三十二年七月十日とする。

法務大臣 山下 貴司
内閣総理大臣 安倍 晋三

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十八号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十九号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十六条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章 経過措置（第五条）
附則

第一章 関係政令の整備

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

放射線同位元素等の規制に関する法律施行令

目次中「第二条」を「第一条」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第一条中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（」を「放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定放射性同位元素）

第一条の二 法第二条第三項に規定する政令で定める特定放射性同位元素は、放射性同位元素であつて、その種類及び密封の有無に応じて原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。

第二条中「第四条第四項」を「第五条第五項」に改める。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（第三条の規定、附則第一条各号に掲げる規定並びに附則第三条から第十一条まで、第二十二條、第二十八條及び第三十條の規定を除く。）の施行期日は、平成三十一年九月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 柴山 昌彦

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭